

非常時に 会社がとるべき選択肢とは

承継、売却、解散……

損をせずに円満に収めるための最良策

承継方法1つで 税額は大きく変わる

事業承継と税金で、皆さんが損をしない方法をお話しします。

事業承継には大きく分けて3パターンあります。

1つめは、売却や解散などで会社を手放す場合。2つめは、役員や従業員に引き継ぐ場合。3つめは、親族内承継です。

まず、会社を手放すことを考えている方に、損をしない事業承継方法を3つお話しします。

1つは繰越欠損金の活用です。M社と、その100%子会社S社の事例をみてみましょう。M社はS社に2億円の貸付金があり、さらに赤字続きのS社は2

億円の繰越欠損金を抱えています。

そこに、S社と同業のP社が「S社を引き継ぎたい」と

言ってきたのです。「ではS社を売ろう」と親会社であるM社は

決断しました。このときの売却方法は2つあります。1つはS

社の株式をそのままP社に売る方法。

もう1つはS社の事業、資産、負債を全部P社に売却して、か

らになったS社を解散する方法です。どちらが得でしょうか。

S社は赤字で繰越欠損金もあり、通常ならば売り値もつきません。

ところが、S社の株は4000万円で売れました。

実は、繰越欠損金をうまく活用すれば法人税を取り戻すこと

が可能です。法人税率は約40%

ですから、繰越欠損金が2億円で

すと約8000万円の法人税の取り戻せる。そこでP社はS社

の株を4000万円そのまま買い取り、M社と8000万円を

分けるかたちをとったのです。資産、負債を売却してからS

社を解散した場合は、繰越欠損金が消滅してしまいます。80

00万円を消滅させることにな

るので、繰越欠損金がある会社を手放すときは、この方法を

活用してください。

2つめは、含み益がある会社の場合です。例を挙げると、N

す方法は2つあります。

N社株をそのまま第三者に売却する方法と、N社の資産、負債を売却してからN社を解散す

る方法です。

N社には、時価ベース資産が20億円、負債が3億円ありまし

た。17億円の資産があるN社の株を売却すれば、税率を20%と

すると税金は3億2300万円になります。第三者に売却する

方法なら、N社の手取りは13億7700万円です。

もう一方の方法ではどうでしょう。資産売却時に、含み益

が6億円ありますから、6億円に対して約40%の清算法人税が

徴収されます。その額が約2億4000万円です。N社は資産



榊澤智生税理士事務所代表、税理士
榊澤智生氏

静岡県出身。1990年に千葉大学卒業後、静岡銀行に入行。同行退社後はみずほ信託銀行、ASG税理士法人などで事業継承、組織再編、不動産に関するコンサルティング業務に携わる。2008年に榊澤智生税理士事務所を開業し、現職。

を20億円で、負債を3億円で売却した額から清算法人税を2億4000万円払いますから、残りは14億6000万円でした。配当税が約45%なので6億5300万円。すると、手取りは8億7000万円になってしまふ。

このケースでは手元に残る金額が5億円以上違うのです。

3つめは、役員退職金を活用した方法です。B社のケースを例にあげます。B社の会社評価は8500万円と査定されており、そこに、A社がB社の買収をもちかけました。

B社の株式をA社に売却すると、B社のオーナーの手取り額はいくらになるでしょうか。前述のように、株を売るときは税金が約20%かかりますから、B社の場合は税金が約1600万円、手取りが約6900万円となります。8500万円のうち、株の売買代金を5500万円とし、残りの3000万円は、役員退職金で受け取る場合はどうでしょう。株の売却代金は5500万円なので、税金は約1000万円。退職所得控除を適用すれば、退職金3000万円に対してほとんど税金がかから

ないので、手取りは約7500万円になります。8500万円を単に売るよりも約600万円も多く残ります。

このように会社を手放す場合は、損をしない方法を選んでください。

下手に承継すれば50%もの税率が

次に、税金で損をせず、役員や従業員に事業を承継する方法をお話しします。

R社の株を100%持つオーナーが、純資産の売却を考えているケースを例に挙げましょう。

R社には5億円の純資産(と営業権)があります。しかし、会社を引き継ぐ役員が、個人で5億円用意するなどほぼ不可能です。

ではどうやって5億円を捻出するか。それは新会社をつくることで解決できます。新会社の社長に、資本金を1円でも100円でも構わないので出資してもらい、新たに会社を設立します。そして新会社は、銀行から5億円を借りる。「そんなに簡単に借りられないよ」と思うでしょうが、これはR社が債務保証し

ます。それで新会社が、R社のオーナーからR社株を5億円で購入するのです。

5億円の借入金はどう返済すればよいかというと、新会社は100%子会社となるR社から配当をもらいます。100%子会社からの配当には税金がかかりません。その配当で銀行に返済していくのです。

「R社を直接売却してもいいじゃないか」と思われる方もいるでしょう。しかし、直接売却すると、税金がとても高くなり、オーナーの手取りが減ります。非上場の株式を発行会社に売ると最高で税率は50%。5億円なら2億5000万円が税金で消えてしまいます。しかし、新会社への売却ならば課税は20%です。

不景気のときこそ親族内承継を

損をしない事業承継法の最後は親族内承継です。特に、中小企業にみられる非上場の会社に絞ってお話します。

実は、景気がよくないときこそ、事業承継対策をするチャンスなのです。自社株について説

明します。

非上場の企業の株の評価法は、類似業種比準価額方式、純資産価額方式、配当還元方式の3つです。同族株主間での株の売買、贈与、相続は、相続税法で会社の規模などによって類似業種比準価額方式か純資産価額方式のどちらかに定められています。

まず、類似業種比準価額方式は、自社と同業種で上場している会社の株の価値を比準させて価額を算出します。上場会社の株価が下がれば、自社の業績を問わず自社株の評価も下がるのです。

この類似業種比準価額方式を活用して、相続税や贈与税を安くすることが出来ます。

例えば、総合建設業の場合、2007年の平均株価は134円でした。翌08年に入って下がりが続け、12月には64円と、1年で半分以下になっています。上場企業の株価が下がる、つまり、自社の評価額も下がる。評価額が下がれば相続税も安くなります。親族内承継を考えている方は、今が好機かもしれません。一方、純資産価額方式では帳簿価格ではなく、相続税評価額

をもとにします。相続税評価額ベースの資産から相続税評価額ベースの負債評価額を引き、さらに評価差額の法人税額等相当額である、含み益の42%課税分を引く評価方法です。

純資産評価額方式を活用するには、持ち株会社を設立します。持ち株会社は株価が安い時期こそメリットがあります。

ある会社の株価は、07年には10万円でしたが、その後、業績が伸びて株価も上昇し、5年後には100万円になったと仮定します。

この会社の持ち株会社は、1000株保有しており、その時ベース資産は1000万円×1000株の10億円です。しかし、そのうち9億円は含み益。こうした会社の評価はどうなるのか。純資産の10億円から、含み益9億円の42%である3億7800円を引きます。すると、株の評価は6億2200万になります。

もし、持ち株会社をつくらず、社長が個人でこの株を持っていたら、社長個人の財産10億円に対して相続税がかかってしまいます。けれども、持ち株会社に株を移しておけば、社長が亡く

なったとき、3億7800万円も相続税評価額が下がるのです。含み益42%控除を考えると、今のように株価が安いときに持ち株会社を設立するのが得です。では、含み損を抱えている会社はどうでしょうか。

帳簿価格3億円で、時価1億円の不動産をもっている会社があるとしてみます。このケースでは、類似業種比準評価方式ならば相続税評価額を減額できます。不動産を売却し、特別損失2億円を計上すれば、類似業種比準評価額は1株659円でしたが、利益が減れば相続税評価額も下がるので不動産売却後378円まで下がりました。含み損を抱えているならば、含み損を実現させましょう。第三者に売却しなくても、グループ内の他社に売却する方法により、相続税評価額を下げる事が可能です。

借金返済にも 優遇措置はある

ここからは債務保証や資金繰りなどで資産売却を考えている方に、損をしない税制の特例をお話しします。

1つめは、保証債務の履行の特例です。保証した債務者がお金を返せず、保証人が自分の財産を売却して返済するときは特例が適用されます。通常は、他人の借金返済のために自分の財産を売却するときも20%の譲与所得税は徴収されます。

しかし、債務者がその後お金を返済してくれなければ、この20%の税金が免除になるという特例がありますので覚えておいてください。

次は、自分の借金を返済するために資産を売却した場合です。売却すると通常は20%課税されますが、税金が免除される特例があります。これには要件があり、強制換価手続、競売、またはそれに準ずる場合に適用されます。「ビルを売却して返済してください」と銀行から催促されて売却したケースは、競売ではなく任意売却となります。任意売却にはこの特例は適用されませんので注意が必要です。

3つめとして、相続税の支払いのために資産売却を考えている方への特例も紹介しましょう。非上場株式や、土地を相続した場合はまず相続税を払い

が、さらに相続した自社株や土地を売却すると20%の譲与所得税が課税されます。しかし、相続税の申告をしてからこれを3年以内に売却した場合は、譲与益が圧縮され、譲与所得税が安くなる特例があります。相続した資産を売却するのは、相続税申告後3年以内がよいでしょう。そして、自社の非上場株式を父親から受け継いだが、相続税支払いのために自社に売却する場合にも特例があります。

父親の存命中に売却すると税率は50%です。ところが、父親が死亡してから相続税支払いのために自社に売却場合は、税率は20%に下がります。この30%の差は大きい。親子間の相続では「俺が死んだあとに会社に売れ」と子どもに言っておくのが賢い方法でしょう。

最後にもう1つ。オーナーが自社に5億円貸していたが、会社は業績がよくなり3億円の債務超過に陥った。この状態でオーナーに相続が発生した場合、損をしない方法は何か。

このオーナーの財産は、現預金3億円と自社株でした。自社株は債務超過で0円の評価です

が、貸付金が5億円あり、相続財産は8億円になります。この貸付金は、会社が債務超過で返ってくる見込みはありませんが、それでも相続税はかかります。

そこで、戻る見込みのない貸付金5億円は資本金として増資します。すると、3億円の債務超過が2億円プラスになる。純資産が2億円出ましたから、株の評価も2億円になり、これでオーナーの総資産は5億円となります。これに対して相続税を払えばいい。相続税評価額が3億円も削減できるのです。

自社に対して返済の見込みのない貸付金がある場合は、この方法を参考にしてください。

借入れするのに 審査なしの融資とは

次に、賢くお金を借りる方法についてお話しします。

政府の緊急対策で信用保証協会の補償額が拡大されました。無担保の場合、8000万円までだった融資枠が、もう8000万円追加されました。有担保の場合も2億円までだった融資枠が、プラス2億円となっています。

セーフティネット貸付の貸付

枠も拡大されました。これは日本政策金融公庫や商工組合中央金庫から直接お金を借りるもの。3兆円だった貸付枠が10兆円まで拡大されています。

借入時には当然、審査があります。そこで審査をパスするためのポイントをお話しします。

まずは〈資金繰り表〉を活用しましょう。審査時に、銀行がもっとも重視しているのがこの資金繰り表なのです。会社のキャッシュフローや、返済できるだけのお金が回っているのかという点を重要視しています。

資金繰り表でのポイントは根拠を示すこと。例えば、売上高の見込みが「数年後に回復する」と書き込んだ場合、その根拠が説明できなければダメです。もう1つ銀行が気にするのが資金使途。これは設備資金なのか、運転資金なのか。どこから生み出されるお金で返済してもらえるのかを考えているのです。資金使途は明確にしてください。

資金繰り表は、銀行側が作成してくれる場合もありますが「自分の会社で作成し、書面で渡すこと」が非常に大事な要素だといえます。自分の説明が融資

の最終決済者である銀行支店長や本部の審査部に100%伝わるとは限りません。しかし、社長自ら資金繰り表を作成し、ポイントを文章にして渡せば、支店長や審査部の担当者は必ず目を通します。口頭ではなく、書面で渡した方が、融資がうけられる可能性が高くなるのです。

政府からでもなく、銀行からでもなく、保険会社からお金を借りる方法もあります。

保険会社の保険契約貸付を利用し、保険契約を担保に貸してもらう方法です。解約返戻金の80%から90%が貸付枠となります。保険契約貸付のいいところは審査がないこと。資金繰り表も作成不要です。3営業日程で融資してくれます。

また、保険契約が有効な間ならば、保険会社は返せとは言いません。資金繰りの状況に応じ、余裕のあるときに返せばいい。

社長が個人で契約している保険契約で借りる場合も、信用情報機関に情報を登録されることにはないので、借入金のことは契約保険会社以外には知られないのも特徴です。

一度、ご自分の保険約款を讀

んでください。貸付のことが書いてあるはずですが、借りるのではなく、助成金をもらう手段もあります。

『中小企業緊急雇用調整助成金』は、従業員を解雇せず、雇用を維持したまま事業を休止させた場合に適用されます。1年間で最高100日まで、3年間で最高200日まで助成してもらえます。金額は、従業員1人当たり1日最高7730円。休業中に従業員に研修をさせた場合は、追加で6000円。つまり1人の従業員に対して最高で1万3730円までもらうことが可能です。

優秀な人材を獲得しようと考えている会社は、次のような助成金もあります。

『生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金』は、年収450万円以上の人を採用した場合、1人につき140万円が支給されます。従業員が20人以下の会社の場合は180万円が助成されます。

このように、事業承継の優遇措置や融資、助成金を会社の発展のためにうまく活用してみてください。